

金融広報アドバイザーの | 誌 | 上 | 公 | 開 | 講 | 座 |

このコーナーでは、全国で活躍している金融広報アドバイザーによる誌上公開講座を行います。第2回の講師は東京都の熊崎明子さんです。

熊崎さんは、消費者相談、消費者教育などに30年以上も携わっている消費生活関連のスペシャリスト。今回は、「これから社会人になる人」を対象に、独り立ちのために必要な金銭管理能力を身につける講座「金銭管理能力を養って独り立ち」をご紹介します。

第2回

金銭管理能力を 養って 独り立ち

講師 熊崎明子

社 会に出て独り立ちするには、まず、自分の収入と支出のバランスを把握して管理する金銭管理能力を養うことが大切です。

まず、「ワーク1」で、あなたの金銭管理能力をチェックしてみましよう。それぞれが、社会に出る前に知っておいてもらいたい重要なポイントです。YESの数が多いほど、高い金銭管理能力をお持ちといえます。

何かを買う時に、お金を貯めてから現金で購入する人、将来の収入を見越してクレジットカードやローンで購入する人、方法は人それぞれ。ポイントは、「収入と支出のバランスがとれているか」、「お金を計画的に使えるか」ということです。

講師からの
ワンポイントアドバイス

1



東京都金融広報委員会
金融広報アドバイザー 熊崎 明子さん
消費生活センターでの相談業務を皮切りに、消費者教育、消費者情報分析業務、消費生活関連本作り、情報提供業務などに約30年間従事。6年前から福祉サービス評価にも従事し、若者から高齢者まで実体験を講座に活用。<得意分野>消費生活関連の各種契約問題、クレジット・ローン、悪質商法、若者・高齢者の生活設計など

【ワーク2】 今月、使えるお金はいくら？ ワークシート

| 内 容 | 予算 (予定額) | 決算 (実際額) |
|-----------------------------|----------|----------|
| (A) 収入 (今月入ってくるお金) | | |
| 給料 | | |
| | | |
| | | |
| | (a) | (c) |
| (B) 支出 (今月出ていくお金) | | |
| 厚生年金 (共済年金) の保険料 | | |
| 健康保険の保険料 | | |
| 電気代 | | |
| 水道代 | | |
| ガス代 | | |
| 通信費 (携帯電話、インターネット) | | |
| 保険 (生保、損保など) の保険料 | | |
| 貯蓄 | | |
| クレジットの引落とし | | |
| | | |
| | (b) | (d) |
| (C) 今月、自由に使えるお金 = (a) - (b) | | |
| (D) 今月の決算 = (c) - (d) | | |

【ワーク1】 あなたの金銭管理能力は？

- | | |
|---|---|
| 家計簿 (小遣い帳) をつけている。 <input type="checkbox"/> | 計画的に貯蓄することが大切だと考えている。 <input type="checkbox"/> |
| 携帯電話の通話料金は小遣いの範囲内の一定額に抑えている。 <input type="checkbox"/> | クレジットカードを上手に利用する生活は今後重要だと考えている。 <input type="checkbox"/> |
| クレジットカードとキャッシュカードの違いを分かっている。 <input type="checkbox"/> | クレジットカードや消費者金融の利用で返済困難な時の相談窓口を知っている。 <input type="checkbox"/> |
| 自分名義の預金口座があり、預金残高を知っている。 <input type="checkbox"/> | 消費者金融の金利がどのくらいか知っている。 <input type="checkbox"/> |
| キャッシュカードの暗証番号選定には気をつけ、保管に注意している。 <input type="checkbox"/> | 親しい友人に借金や保証人を頼まれても断ることができる。 <input type="checkbox"/> |

YESの合計数..... 個

資料:「これであなたひとり立ち 自立のためのWORK BOOK」(金融広報中央委員会)

* 知るぽるとラウンジ

金融広報アドバイザーとは、金融広報委員会からの委嘱を受け、各地において暮らしに身近な金融経済等に関する勉強会の講師を務めたり、生活設計や金融・金銭教育の指導等を行う金融広報活動の第一線指導者です。

ク レジットカードを使うと、**注意**するのにもちろん、**クレジットの契約内容や金利のリスク**を理

講師からのワンポイントアドバイス **3**

「住居」は絶対必要なニーズですが、「どこに住みたいか」、「どんな間取りがよいか」など、予算をみながら検討するウォンツといえる部分はたくさんあります。

自分のニーズやウォンツをよく知るには、例えば、それを買った場合のメリットとデメリットをいろいろ挙げて評価し、点数化します。人の意見も聞き、多面的に比較すると、「今、無理に買わなくてもよいのでは？」などと自分のニーズが見えてきます。また、自分の選択した結果にも責任が持て、満足感も得られます。

講師からのワンポイントアドバイス **2**

ス トップ！ 買い物をする前に、**考えてみましょう。それは、「本当に必要なもの(needs)」「本当に欲しいもの(wants)・ウォンツ」?**

みなさん、「ワーク2」では、今月使えるお金はいくらなのか、それに対する予定の支出はいくらなのか、ぜひ確かめてみてください。

【ワーク3】頭の体操 雪ダルマ算に挑戦!

【問題】

Tさんは、消費者金融会社のA社から10万円を月2.4%の利息で(1カ月間だけ)借りました。あとで返せばいいと考え、翌月、A社に返済する元金と1カ月分の利息の合計額をB社から月2.4%の利息で借りてA社に返しました。その翌月も同様のやり方でC社から借りるというようにして、その後もD社、E社、G社……と続けていったとき、3年後には元金と利息の合計はいくらになっているでしょう。

あなたの予想は?

①約13万円 ②約18万円 ③約24万円 ④約30万円

資料:「きみはリッチ?—多重債務に陥らないために—頭の体操1」(金融広報中央委員会ホームページ「知るぽると」)

応用問題

問1 月2.4%では実質年利28.8%、これは違法?
①はい ②いいえ

問2 月1.5%なら元金と利息の合計は3年後にいくら?
①約13万円 ②約17万円
③約20万円 ④約23万円

※1:「複利」は「元金」だけでなく、「元金+利息の合計」に金利がかかる計算方法です。月2.4%(年利28.8%)の金利だと、返済を始めてから3年後には約24万円と大変な金額になることが分かります。ね。出資法の改正で上限は20%となりましたが、10万円借りた際の上限金利月利1.5%(年利18%)でも、約17万円になります。金利に敏感になることは、とても大切です。

*貸金業法改正により、上限金利が引き下げられたため、現在では違法な金利水準です。

解した上で契約をすること!

社会に出ると、クレジットカードを作って利用することもあるでしょう。クレジットカードは信用を元に利用者に貸与されているものです。信用を失うと、将来的に車や家を買うときにローンが利用できないおそれがあります。また、破産となれば職業・資格制限など、一定期間、生きていく上での不都合が生じる場合もあるのです。十分な注意が必要です。

利用の際の注意点として、まず①カード紛失時と支払い時の問い合わせ先は、必ず手元に控えておく②何にいくら使ったか(できれば支払い日も)をメモしておく③保管には十分注意し、暗証番号を大切にします。自分のカードも名義も他人に貸さない

の3点があります。

クレジットカードで買い物をする場合、マンスリークリア翌月または翌々月一括払い)やボーナス一括払いには金利・手数料がかかりますが、分割リボ払い、キャッシングには「金利・手数料」が発生しますので、注意が必要です。自己破産をしてしまう人には、「知らないうちに返済額が膨らんで返せなくなっていた」というケースが多いのですが、その理由の一つに「複利」の利息計算の仕組みをよく理解していなかったことがあります。

ここで雪だるま式に返済額が膨れ上がる、「複利」の計算に挑戦してみましょう。【ワーク3】

社会で独り立ちするために最も重要なポイントが、「お金もカードも、自分自身がしっかり管理すること」です。

もし【ワーク1】の金銭管理力のチェック項目で分からないことがあれば、しっかり調べてください。また、消費生活センターなどを利用して専門家にも話を聞きましょう。万が一、借金返済に困ってしまった時には法的な手続きが必要な場合もありますから、司法書士会や弁護士会、法テラスなどの相談窓口も知っておきましょう。

ぜひ、正しい知識を持つてお金を管理し、クレジットカードのリスクを理解した上で賢い利用方法を身につけてください。

【改正貸金業法】 2010年6月18日完全施行

借り過ぎ、貸し過ぎを防ぐために、貸金業法が大きく変わりました。ポイントは、借入総額が年収の3分の1を超える新規の貸付は原則禁止(※1)。借入の際には年収を証明する書類の提出が必要です(※2)。また、法律上の上限金利が29.2%から15%・20%に引き下げられました。

※1:対象は消費者金融などの貸金業者から個人が借入れを行う場合のみ。銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などの金融機関からの借入れは含みません。またクレジットカードの場合、買い物枠を除いたキャッシングが該当します。

※2:専業主婦・主夫の場合、配偶者の同意を得て、配偶者の年収を証明する書類、借入についての同意書などが必要とす。

【対賭販売法改正】 2010年12月完全施行(予定)

多重債務問題対策の一環として消費者保護のための法律が強化されました。大きなポイントには、クレジットカードに対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づける点とともに、支払能力を超える旨を禁止する点です。これにより、例えば年金しか取入りの無い高齢者などに、返済能力を超える過剰な信を行うような事例を防ぐことができるようになりました。